

江藤新平復権プロジェクト広報業務委託仕様書

1 目的

本業務は、「江藤新平復権プロジェクト」を進めるに当たり、県民に対して江藤新平の功績やその歴史的意義への理解を深めてもらうことを目的として実施するもの。あわせて、ミニ漫画やショート動画、広報物などを活用し、郷土資料としても利用できる分かりやすい教材的コンテンツを整備することで、若い世代が郷土の歴史に触れ、継承していく機会を創出する。さらに、シンポジウムをはじめ多様な広報手法を組み合わせることにより、県民の関心を高めることを目指す。

2 業務概要

(1) 業務名称

江藤新平復権プロジェクト広報業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水曜日)まで

(3) 履行場所

・佐賀市内 等

(4) 業務項目

ア シンポジウムの開催(500名規模)※令和9年1月31日(日曜日)(予定)

イ ミニ漫画及び当該ミニ漫画を利用したショート動画の制作

ウ ノベルティ制作

3 業務内容

(1) 業務全体の企画・調整・管理

ア 業務全体の進行を担当し、進行管理の一環として、全業務の実施スケジュールを作成し、管理する。

イ 予算の管理のほか、出演者、会場、制作会社、スタッフ等への対価の支払いを漏れなく適切に行う。

(2) シンポジウムの開催

ア 企画提案

令和6年度は歴史作家、令和7年度は西洋法制史の大学教授をメイン講師に招聘したシンポジウムを開催した。(観覧人数 令和6年度 370名、令和7年度 400名)

この実績を踏まえながら、学術的な効果と参加者への理解度の両方を高めるシンポジウムの構成案について提案すること。

なお、企画提案に当たっては、下記オで示す「模擬裁判」をコンテンツの一つとして、シンポジウム全体として効果を発揮するような構成案のアイデアや出演・登壇者の候補などについて提案すること。

イ 企画、実施計画(台本等)の作成

佐賀市内での開催を基本に、パネリスト、シンポジウム内容(模擬裁判含む。)、レイアウト、タイムスケジュールなどを含めたシンポジウム実施計画書(台本等)を作成する。

ウ チラシ制作

両面チラシ(A4、4C+1C、マットコート90kg)を2,000枚制作する。

納期：令和8年11月27日（金）

エ 動画制作

江藤新平や佐賀復権などに関する1～2分程度のスライドショー動画を制作し、シンポジウム内の転換等で放映する。

オ 模擬裁判

佐賀戦争の処理をテーマとした模擬裁判を実施すること。歴史寸劇に対して弁護士や法制史の専門家による解説を行う構成とし、県及び佐賀県弁護士会等の関係団体と連携して行うこと。

カ 来賓、招待客及びパネリストや出演者との調整

シンポジウムに出席する来賓・招待客への招待状の発送、出欠確認等、シンポジウムへの招待に必要な業務を行うとともに、パネリストや出演者との調整のほか、司会の手配など必要な全ての準備を行う。

ただし、パネリスト・ファシリテーターの選定及び謝金・旅費の支払いについては県で行う。

キ 一般来場者募集等

一般来場者を事前に募集し、参加申し込みの受付・管理、応募者多数の場合の抽選、抽選結果の通知等を行う。また、佐賀新聞にて半5段フルカラーの広告掲載を行うため、記事制作及びデザインまでを行う（掲載費は除く）。

ク 会場設営

シンポジウム会場の設営（会場費用、ステージ、装飾、椅子、演題などの設置、必要な機材等の設置、飲料などの設置を含む。）を行う。

ケ 当日の運営

必要な人員を配置した上で、報道対応以外の全ての当日の進行管理・運営を行う。

コ 受付スペースの設置

来場者の受付スペースとして、長机などを設置し、受付を行う。

サ アンケート

シンポジウム当日に来場者アンケートを実施し、結果の集計・分析を行う。

シ シンポジウム業務に必要となる備品等の準備

業務に必要となる備品等（無線機など）を準備する。備品については基本的にレンタルで対応する。

ス UD 対応

字幕モニターにシンポジウム内容を表示する。

セ 駐車場整理

駐車場整理の人員を配置すること。

ソ 動画配信用映像

文化課 YouTube アカウントで後日配信するアーカイブ映像を録画する。

タ 新聞採録

シンポジウムについては、後日全15段フルカラーの採録記事を掲載するため、記事制作及びデザインまでを行う（掲載費は除く）。

チ 講演冊子制作

パネリストの講演資料を冊子化し、参加者へ当日配布する。

表紙：2P、A4、4C+1C、マットコート110k

本文：14P、A4、モノクロ、上質90k

(3) ミニ漫画及びショート動画の制作

ア 企画提案

作者の候補及び実績並びにデザインイメージ（絵コンテ等）を提案すること。

イ 内容構成

江藤新平の主な功績（東京奠都、三権分立、四民平等、司法制度の確立、国民皆教育制度の確立）と佐賀戦争の真相について、ストーリー性を持たせながら郷土資料として活用でき、小中学生でも分かりやすい構成にすること。

ウ ミニ漫画の制作

構成案に基づき制作し、冊子（B5、両面カラー、コート紙 70kg、12 ページ）を 30,000 部と、縦スクロール閲覧用データを納品すること。冊子については、県内小中学校（245 校）に郵送すること。

エ ショート動画の制作

ミニ漫画の素材を活用し、アニメーションやナレーション（セリフ含む。）を加えた 30 秒程度の動画を 5 本制作すること。

オ 広告配信

YouTube・TikTok の SNS 広告を活用し、以下に基づき配信する。

（ア）目標（リーチ数・視聴完了率等）及び予算（30 万円）に応じた配信設計

（イ）ターゲティング設定（年代・地域・興味関心）

（ウ）広告掲載状況の確認

（エ）実績報告書の提出広報物制作

(4) ノベルティ制作

ア 企画提案

江藤新平復権プロジェクトの情報発信に効果のあるものを 3 案以上提案し、県と協議の上、決定すること。提案内容には、概要、想定利用シーン、ターゲット層、仕様（サイズ・素材等）、数量案、費用概算、デザイン案、販売を想定した価格設定や販売方法などを含むこと。

イ デザイン案の作成

県が採用した企画案に基づき、広報物のデザインを作成すること。

ウ 納品

県が指定する時期・形式・方法により納品すること。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

委託業務の実施に当たっては、佐賀県と十分協議するとともに、担当者及び責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

なお、業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任したり、請け負わせたりすることはできない。主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得ることとし、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

(2) 打合せ・報告に関すること

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 著作権の帰属

- (1) 受託者が本業務委託により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県がこれらの成果品（データや写真、イラスト、動画、文章等を含む）を無償で自由に二次利用できるよう、著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (2) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。成果品の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (3) 成果品に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

6 成果品

- (1) 業務完了報告書 1 部（紙及び電子データ）
※シンポジウムに係る各実施計画書及び進行台本を含めること
- (2) シンポジウムチラシ 2,000 枚（現物及び電子データ）
※電子データ形式は jpeg、png、及び ai とする
- (3) シンポジウム動画 1 部（電子データ）
※電子データ形式は Windows Media Player で再生でき、YouTube にアップロードできるものとする
- (4) シンポジウム冊子 500 部（現物及び電子データ）
※電子データ形式は PDF とする
- (5) ミニ漫画 2,000 枚（現物及び電子データ）
※電子データ形式は jpeg、png、及び ai とする
- (6) ショート動画 1 部（電子データ）
※電子データ形式は Windows Media Player で再生でき、YouTube にアップロードできるものとする
- (7) 広報物 数量未定（現物及び電子データ）
※電子データ形式は jpeg、png、及び ai とする

7 成果品納入場所

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 文化課 佐賀復権推進チーム
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 新館 11 階

8 その他留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合は、申請・届出等を含めて、受託者がこれを行う。
- (2) 本事業の実施に当たって、必要に応じて感染症等の対策を施す。
- (3) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (4) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し、受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。受託業務の一部を第三者に再委託し又は請負わせる場合は、受託者は、当該再委託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- (5) 受託者は、本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後 5 年間保存する。

- (6) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県と受託者の協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者の協議の上、決定するものとする。